

長崎県立大学と佐世保市との包括連携に関する協定書

長崎県立大学と佐世保市は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、長崎県立大学と佐世保市が、相互の資源を活用した連携を推進することで、県北地域における学術研究機能の向上、地域社会の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 共同研究・受託研究に関すること
- (2) 地域貢献の取り組みに関すること
- (3) 人材育成・交流に関すること
- (4) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携の具体的内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

(有効期間)

第3条 この協定は両者が署名した日に発効し、3年間に限り有効とする。ただし、両者のいずれからか異議の申出がない場合は、3年毎に自動更新される。

(その他)

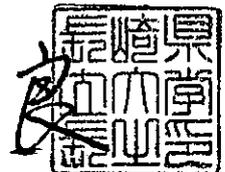
第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者署名のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成22年 4月 7日

長崎県立大学学長

池田 高良



佐世保市長

朝長 則男

